

入 札 公 告

下記のとおり建設工事に係る条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年5月20日

宮崎県宮崎土木事務所長 和田 安生

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和8年度県単維持第30-1-2号
県道宮崎西環状線ほか 区画線設置工事（その2）
- (2) 事 業 名 道路維持事業
- (3) 路線（河川）名 主要地方道 宮崎西環状線ほか
- (4) 工 事 場 所 宮崎市大字跡江ほか
- (5) 工 期 本契約成立の日から215日間
- (6) 工 事 概 要 区画線設置工 L＝12,000.0m

- (7) 予 定 価 格 落札者決定後公表
(予定価格に110分の100を乗じて得た価格) (落札者決定後公表)
- (8) 適 用 制 度 最低制限価格制度

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）に基づく令和8・9年度の下記の建設工事の種類における等級区分に係る入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

なお、本工事は、次表のとおり入札参加資格の制限を行っている工事の一つであり、次表の落札決定順位が上位の工事の落札者となった者は、落札者となった時点で、下位の工事に係る入札参加資格がないものとし、当該下位の工事の落札者となることはできない。

落札決定順位	公 告 日	工 事 名
1	令和8年5月20日	令和8年度県単維持第30-1-2号 県道宮崎西環状線ほか 区画線設置工事（その2）
2	令和8年5月20日	令和8年度県単維持第30-1-1号 県道宮崎西環状線ほか 区画線設置工事（その1）
3	令和8年5月20日	令和8年度県単維持第30-1-3号 県道宮崎西環状線ほか 区画線設置工事（その3）
4	令和8年5月20日	令和8年度県単維持第30-1-4号 県道宮崎西環状線ほか 区画線設置工事（その4）

建設工事の種類	塗装工事	等級区分	—
事業所の所在地に関する事項	宮崎県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有していること。 ただし、当該営業所が主たる営業所（本店）以外のものである場合にあっては、準県内建設業者取扱要領第4条に規定する準県内建設業者の認定を受けていること。		
施工実績に関する事項	次の事項をすべて満たす工事を元請として施工した実績があること。 ア 平成23年度以降に完成した国、都道府県発注工事であること。 イ 主たる工事内容が「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に規定する区画線工事であること。 ウ 施工場所が宮崎県内であること。		
会社の工事成績に関する事項	宮崎県が発注する建設工事の施工実績がある者にあっては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。		
配置技術者に関する事項	○ 次の事項をすべて満たす技術者を主任技術者又は監理技術者（注1）として専任で配置することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は専任を要しない。 - 主任技術者又は監理技術者が発注者の同意を得て別工事と兼務する場合（注2） - 請負代金の額が4,500万円未満となる場合 ア 次のいずれかに該当する者であること。 - 一級土木施工管理技士の資格を有する者 - 二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）の資格を有する者 - 塗装工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 イ 監理技術者にあっては、塗装工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。 ウ 上記「施工実績に関する事項」（施工場所に係る要件を除く。）を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。 エ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。 ○ 次の事項をすべて満たす職業能力開発促進法に規定する路面標示施工技能士を現場に配置することができる。 なお、監理技術者又は主任技術者が路面標示施工技能士である場合は、監理技術者又は主任技術者をもって充てることができる。 ア 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。		
その他の事項	条件付一般競争入札公告共通事項書（建設工事）2に示す事項		

注1 下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上となることが予想される場合、あらかじめ監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置すること。

注2 監理技術者制度運用マニュアル及び宮崎県公共事業情報サービス（「R6. 12. 25 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例1号）の取扱いについて」及び「R6. 12. 25改正 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例2号）の取扱いについて」）をご確認ください。

※ 上記の「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の用語等については、別紙「条件付一般競争入札の「入札公告」における用語等の説明について」をご確認ください。（宮崎県公共事業情報サービス：https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi_nyusatsu/nyusatsu_yougo.html）

3 契約条項を示す場所及び期間

閲 覧 場 所 : 宮崎土木事務所 (宮崎市橋通東1丁目9番10号)

閲 覧 期 間 : 令和8年5月20日から 令和8年6月4日まで

(ただし、当事務所の閉所日・閉所時間を除く。)

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧 及び貸出	令和8年5月20日から 令和8年6月4日まで	宮崎県公共事業情報サービス (※1) で閲覧・ダウンロード可 宮崎土木事務所で閲覧・貸出 (※2)
質問の受付	令和8年5月20日から 令和8年6月1日 17:00まで ※設計図書等に疑問点や不明な 点がある場合は、必ず、発注機 関へ質問してください。	宮崎土木事務所へ宮崎県電子申請システムで行うこと。 入札書受付開始日の前日の正午までに回答がない場合は、同日午後 3時まで、必ず、電話にて確認をしてください。 (宮崎土木事務所 入札質問受付フォーム) https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/surveys-alias/nyusatu-miyazaki
回答の閲覧	令和8年5月20日から 令和8年6月4日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示
入札書 受付期間	令和8年6月3日 7:00から 令和8年6月4日 9:50まで	入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。工事費内訳書の添付 がない入札は無効となります。
開札日時	令和8年6月4日 10:00	宮崎土木事務所電子入札室
入札結果 の公表 (※3)	令和8年6月11日から 令和10年3月31日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示

(※1) 宮崎県公共事業情報サービスアドレス

(<https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/index.html>)

(※2) 発注機関における閲覧・貸出は、宮崎県の休日定める条例 (平成元年宮崎県条例第22号) 第2条に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで (正午から午後1時までを除く。) とする。

(※3) 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているので、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

5 その他の事項

条件付一般競争入札公告共通事項書 (建設工事) に示すとおりとする。

なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加し、その者が落札候補者となった場合は、当該複数の者のした入札を入札参加資格確認時等において無効とする。(一定の資本関係又は人的関係の詳細については、条件付一般競争入札公告共通事項書 (建設工事) 2を参照のこと。)

落札者は、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注機関に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。